

伊佐市新庁舎建設基本計画策定支援業務公募型プロポーザルに係る質問回答書

番号	書類名称	質問事項	回答
1	実施要領 3 参加資格要件 (1) 参加資格ア	「基本計画策定に関する業務」には、基本設計業務における「建築計画の基本方針設定」、「課題の整理」や「施設規模の設定」等も含まれると考えてよろしいでしょうか。	基本設計業務に基本計画策定と同様の業務が含まれる場合もあると認識していますが、本業務における参加資格要件としては、基本計画策定業務に特化した実績を求めています。従って、基本設計業務における「建築計画の基本方針設定」、「課題の整理」や「施設規模の設定」等は今回の参加資格要件における実績には含みません。
2	実施要領 7 参加表明書等の提出(3) 提出書類	参加表明書提出時に『所管税務署発行の納税証明書「その3」未納の税額がないことの証明書』が求められておりますが、これは、『納税証明書その3の3』（「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明）を提出すればよろしいでしょうか。 また、納税証明書は、写しを提出すればよろしいでしょうか（原本が必要でしょうか）	実施要領3 参加資格要件(1) キに示した税目に滞納がないことを証明できれば、納税証明書「その3」、「その3の2」、「その3の3」どの証明書でも結構です。 なお、納税証明書については実施要領7 参加表明書等の提出(3) 提出書類のとおり原本1部と写し3部の提出となりますが、参加表明書等の提出期限までに間に合わない場合は、提出期限内にPDFファイルによる写しを事務局へメールし、原本及び写しは令和元年5月30日(木)午後0時まで事務局へ提出してください。
3	実施要領 7 参加表明書等の提出(4)(ウ)d	通常、発注者の受付印のある業務体制表や業務計画書はありません。その場合、契約書の写しのみでよろしいでしょうか。	契約書の写しに記載された名称等で実績の内容を証明することができる場合は、契約書の写しのみで結構です。その業務にワークショップに係る業務等が含まれるが、契約書の写しのみでは実績を証明することができない場合は、発注者の受付印がないものであっても実績を証明することのできるものを提出してください。なお、その際は受注者の印を付するなど、当該書類が虚偽の疑いのないものとしてください。

番号	書類名称	質問事項	回答
4	実施要領 9 企画提案書等の 提出 (4) イ	文字サイズは 11pt 以上となっていますが、挿絵の画像等に小さな文字が入っていてもよろしいですか	挿絵の画像等に含まれる文字は、その文字により企画提案内容を説明するものでなければ 11pt より小さくてもよいものとします。
5	様式第 4 号	基本計画策定およびワークショップの代表的な業務それぞれ 5 件を記載するという認識でよろしいでしょうか。	実施要領 7 (4) (ウ) のとおりです。なお、実績が 5 件以上ある場合には、その内の 5 つまでを記載してください。
6	様式第 6 号	配置予定技術者調書について代表的な業務 3 件を記載するという認識でよろしいでしょうか。	実施要領 7 (4) (オ) のとおりですが、実績が 3 件以上ある場合には、本業務と同種の業務でかつ対象規模の大きな実績を優先して、合計 3 つまでを記載してください。
7	仕様書Ⅱ-9 (1)	市民参加型ワークショップの開催回数について、現段階で想定されている範囲で構いませんのでご教示ください。	市民参加型ワークショップに関しては、対象とする市民の人数やその進め方などにより意向把握に要する手法や回数が異なると考えております。従って、現段階で具体的な開催回数を限定していません。その手法や開催回数などは企画提案書等により提案されることを前提としています。
8	仕様書Ⅱ-9 (2)	新庁舎建設検討委員会の開催回数について、現段階で想定されている範囲で構いませんのでご教示ください。	新庁舎建設検討委員会には、基本計画案を諮問し、答申をいただくまでに 5 回程度の開催を想定しています。
9	仕様書Ⅱ-9 (2)	庁舎建設検討部会の開催回数及び出席者の想定 (課長クラス等)、人数について、現段階で想定されている範囲で構いませんのでご教示ください。	庁舎建設検討部会に関しては、検討する内容や参加者等によって開催回数は異なると考えています。従って、現段階で具体的な開催回数を限定していません。その手法や開催回数などは企画提案書等により提案されることを前提としています。
10	仕様書Ⅱ-10 (2)	設計者の選定方法の比較、検討とありますが、プロポーザル方式における審査基準の検討と理解してよろしいでしょうか。	設計者の選定方法については基本構想においてプロポーザル方式によることとしています。基本計画策定時点の条件下において、再度プロポーザル方式によることが最適であるかを比較・検討することを業務としています。なお、審査基準の検討は対象と考えていません。

番号	書類名称	質問事項	回答
11	基本構想Ⅱ新庁舎の規模・計画地3計画地の選定	大口ふれあいセンター周辺（中央公園側）が計画地となっていますが、中央公園の他、ふれあいセンター駐車場と南側交番裏側駐車場と大口元気こころ館前駐車場敷地を想定すればよろしいですか	ご質問のような計画地周辺の市有地を含めた敷地を想定していますが、計画において民間所有地等の取得による効果が高いと判断した場合は、民間所有地等を取得することも検討したいと考えています。
12	なし	本プロポーザルによる基本計画策定支援業務を受注した企業は次に予測される基本実施設計業務プロポーザルに参加可能でしょうか	実施要領14 その他（7）のとおりです。

※本回答に関する再質問の受付及び電話等での個別の回答はいたしません。